

妙高市立斐太北小学校いじめ防止基本方針

妙高市立斐太北小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定と「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月25日制定）に基づき、この「妙高市立斐太北小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童がいじめ、またはいじめ類似行為を行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(3) いじめの防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対策として「メディア利用宣言」の活用を図る。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

構成は、校長を長として、生活指導主任、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー等(心理・福祉等に関する専門的知識を有する者)を基本とし、校長が指名するものとする。

(3) 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。
- イ いじめの通報並びに相談窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集・整理する。
- エ いじめの疑いに関する情報があつたときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となつてその対応にあたる。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、全ての教育活動並びに道徳教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。
- イ 感動体験や困難な体験並びに協同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育む。
- ウ 教員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために、校内研修の充実に努める。また、毎週水曜日に「子どもを語る会」を実施し、全職員で児童の情報共有を行い、連携していじめの未然防止に努める。
- エ 「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめの防止に努める。
- オ 幼保・小・中学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事案やいじめが心配される人間関係について詳細に情報提供し、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。
- カ 家庭においてもいじめ防止のための教育がなされるよう、保護者を対象にした啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。
(毎月第 1 月曜に生活アンケート→教育相談、6 月・11 月に教育相談週間)
- イ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する 24 時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。
- ウ いじめや児童の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援相談員及び県派遣スクールカウンセラー等の活用を図る。
- エ 県の事業「深めよう絆ホットライン事業」と連携し、ネットパトロールに関する情報を適宜得る。

(3) いじめへの対応

- ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。
- イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。

- ウ 校長又は教頭は、いじめが発生したことの一報を市教育委員会の生徒指導担当指導主事に入れ、概要を説明した上で指導を仰ぐ。また、必要に応じて報告書(上越教育事務所が示した様式)を作成し、市教育委員会に提出する。
- エ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。
- オ 被害児童に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。
- カ 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。
- キ 被害児童の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事案の報告をするとともに、学校管理下の事案である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。
- ク 加害児童の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事案解決への指導方針について理解を得るとともに、加害児童を同伴し、被害児童を訪問して謝罪するよう促す。
- ケ 周りの児童に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるように指導する。
- コ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童及び保護者に開示し、その後の事案発生防止のための契機とするよう努める。
- サ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。
- シ 被害児童の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童及びその保護者を一堂に集め、対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。
- ス いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。
- ソ 事案について共通理解を図り、全職員で被害児童に対する心のケアを行う。

4 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と報告

① 重大事案の意味

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - *「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものととして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るため当該児童が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したくない傾向が見られることから、児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

③ いじめが犯罪行為に関わる場合

インターネット上のいじめ、暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、被害児童の保護者に警察への被害届の提出を速やかに依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

5 いじめの防止等のための年間計画

月	いじめ・不登校 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4	「学校いじめ防止基本 方針」の共通理解	悩み相談やＳＣの児童 ・保護者への周知	子どもを語る会	ＰＴＡ総会にて「いじ め防止基本方針」説明 ＡＬＬ妙高あいさつ運 動
5	学校カウンセラーによ る研修		子どもを語る会	
6		ふれあい旬間 いじめ見逃しゼロスク ール集会	教育相談週間 Ｑ－Ｕアンケート	
7	同和教育現地研修	地域児童会		学年懇談会 保護者アンケート
8	生活指導研修			
9				ＡＬＬ妙高あいさつ運 動
10				
11		ふれあい旬間 人権教室	教育相談週間 Ｑ－Ｕアンケート	個別懇談
12		地域児童会		保護者アンケート
1				
2				移行学級
3	いじめ防止基本方針の 見直し	6年生を送る会 地域児童会	子どもを語る会	中学校体験入学
通年	いじめに関する情報収 集対応策検討 生活指導研修会	道徳教育、体験活動の 充実	毎第1月曜タブレット による「生活アンケー ト」の実施 水曜日終礼にて「子ど もを語る会」の実施	あいさつ運動の実施